

令和4年度 中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金
地域プラットフォーム構築事業 <よくある質問と回答>

【用語について】

省エネルギー等に係る課題を有する中小企業等を、以下「支援対象者」という。
本事業における補助事業者のことを、以下「省エネお助け隊」という。

No	区分	質問	回答
1	01_事業要件	体制に含まれる自治体の役割は何ですか。	省エネお助け隊と連携し、下記の役割を担って頂く想定です。 ・地域の中小企業に対して本事業の活用を促してもらう。 具体的には、PFが主催するセミナーへの共催や自治体のwebサイトを用いた普及啓発活動 等 ・自治体の補助金等の施策への本事業の連携 ・中小企業を対象とした施策の情報提供 等
2	01_事業要件	エネルギー系専門家は、「熱」および「電気」の専門家の両方必要ですか。	「熱」「電気」の専門家を各1名以上、体制内に含むようにしてください。
3	01_事業要件	自治体、(一財)省エネルギーセンター、他の支援機関、SIIが運営するWebページ等を経由した支援対象者からの相談等については、どのように対応すればよいですか。	相談等があった場合は、省エネお助け隊から支援対象者へ、必ず電話・メールにてご連絡をして下さい。
4	02_省エネお助け隊要件	営利団体(株式会社等)でも、申請することは可能ですか。	可能です。
5	02_省エネお助け隊要件	個人または個人事業主でも、申請することは可能ですか。	個人・個人事業主の方は対象外となります。
6	02_省エネお助け隊要件	法人格を有しない団体でも、申請することは可能ですか。	原則不可です。ただし、法人設立準備中である等の事情がある場合は、SIIIに個別にお問い合わせください。
7	03_専門家要件	省エネルギーに関する専門家が受講する研修等は、いつまでに対応すれば良いですか。	支援対象者への対応を行う前に必ず受講してください。受講前の従事時間については補助対象外となりますので、ご注意ください。
8	03_専門家要件	途中で内部専門家および外部専門家を追加することは可能ですか。	可能です。ただし、省エネルギーに関する専門家については、支援対象者への対応を行う前には、SIIが指定する研修等の受講が必要です。追加する場合は、事前にSIIIに変更内容をご連絡ください。(手続きの方法については省エネお助け隊に別途ご連絡いたします。)
9	03_専門家要件	省エネお助け隊(自社)の役員・職員を、自社の外部専門家として登録することは可能ですか。	外部専門家として登録できません。ただし、内部専門家として登録することは可能です。省エネお助け隊の職員・役員が内部専門家として支援を実施する場合、交付申請時に専門家要件を満たすことができる資格等の証明書を提出してください。また、内部専門家として従事する際は、時間単価8,000円/時を適用できることを、交付申請時まで補助事業者内で合意を得ておくようにしてください。
10	03_専門家要件	役員が内部専門家として稼働する場合、どのような手続きが必要ですか。	役員が内部専門家として従事する場合、時間単価8,000円/時にて従事することが可能か補助事業者内で必ず確認してください。また従事することが確認できる報酬規程や雇用契約書を提出してください。ただし、専門家としてではなく、管理運営業務に携わる職員と同様の稼働をする際には、従前の報酬規程に則るなど、適切な報酬、時間単価等を設けるようにしてください。
11	03_専門家要件	国家資格を保有しない場合で、相応の経歴があることを証明できれば、登録することは可能ですか。	可能です。ただし、有資格者と同等の能力を有することを、業務経歴書や所属法人からの証明書等により示せる場合に限りです。
12	03_専門家要件	所有する資格が要件に該当するか判断ができません。	公募要領に専門家の資格要件を記載しています。公募要領内の資格に合致しない場合には、SIIIにて、ご提出頂く証憑を基に個別に審査します。
13	03_専門家要件	専門家要件の「国家資格保有」「10年以上実務経験」について、両方の要件を満たすことが必要でしょうか。	いずれかを満たしてください。「10年以上の実務経験」の場合には、エネルギー又は経営に関連する業務についての実務経歴を、SIIIにて審査します。
14	04_中小企業等要件	医療法人、学校法人、宗教法人、協同組合等の法人は支援対象となりますか。	年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満である事業所は、支援対象となります。

15	04_中小企業等要件	年間のエネルギー使用量(原油換算値)が、1,500kl未満かどうかは、何をもちて判断すればよいですか。	支援対象者の事業所全体における前年度または直近1年間のエネルギー使用量を確認したうえで、判断してください。
16	04_中小企業等要件	国や自治体が所有又は運営する施設は支援対象となりますか。	対象となります。
17	04_中小企業等要件	外部専門家が所属する組織は支援対象となりますか。	なります。ただし、外部専門家謝金および旅費の対象となるのは、支援対象者に所属する外部専門家以外を派遣する場合に限りです。
18	05_拠点要件	各拠点に職員2名以上の常駐が必要ですか。	各拠点には職員2名以上が専ら活動していることを要件としています。支援対象者への訪問や出張等もあるため、常駐する必要はありませんが、広く支援対象者の相談を受け付けるよう、体制を整備してください。また、SIIから拠点担当に連絡をとることがあるため、連絡可能な体制を整備してください。
19	05_拠点要件	拠点の電話番号は、携帯電話番号で申請可能ですか。	携帯電話の番号は認められません。固定電話またはIP電話等の番号で申請してください。
20	06_支援対象地域	年度途中で支援対象地域を追加することは可能ですか。	可能です。ただし、変更される場合には、事前にSIIIに変更内容をご連絡ください。(手続きの方法については省エネお助け隊に別途ご連絡いたします。)
21	07_補助対象経費	補助対象経費の細目ごとに、上限金額はありますか。	補助対象経費の区分(人件費 / 事業費)については、交付決定金額が上限額となります。補助対象経費の細目(省エネ支援事業費、セミナー等開催費等)については、区分上限の範囲内であれば流用可能です。交付決定金額内に収まるようにしてください。SIIの中間検査等にて、補助対象経費の細目ごとの費用に疑義がある場合、別途確認させていただきます。 人件費と事業費の金額について、計画変更が必要な場合には、必ずSIIへ連絡し、事前に計画変更の承認を得るようにしてください。事前に承認が得られない場合、計画変更を認めることが出来ないため、ご注意ください。
22	07_補助対象経費	SIIが実施する説明会や講習会に参加する際の、省エネお助け隊や外部専門家の旅費や人件費は補助対象となりますか。	旅費は、別途SIIより実費相当額を支給します。人件費は補助対象となり得ます。説明会や講習会の開催の際に個別にご案内します。
23	07_補助対象経費	同一の支援対象者ごとに、支援回数の上限や支援金額の上限はありますか。	上限はありません。ただし、特定の支援対象者に偏ることなく、計画時の支援対象者に対しても支援が可能なように事業執行するようにご注意ください。
24	07_補助対象経費	①人件費と、②事務補助員臨時雇用経費の違いは何ですか。	①人件費 当該組織で雇用される、補助事業に直接従事する者を対象とします。中小企業等との相談窓口、専門家のコーディネート、その他補助事業を管理運営するにあたって必要な業務全般に従事した時間に応じて補助対象経費を計上できます。 ②事務補助員臨時雇用経費 事業を実施するために必要な事務作業の業務補助を行う者を対象とします。ただし、雇用契約書等において補助事業へ従事することが定められている者に限ります。アルバイト等を想定しており、アルバイト等へ支払った賃金等に応じて補助対象経費を計上できます。
25	07_補助対象経費	同一法人(中小企業等を除く)の1,500kl未満の事業所を複数支援した際に、各事業所の管理者ではなく、法人本社管理者のみに報告を行う場合、補助対象となりますか。	本社管理者のみへ報告を行う場合、補助対象となりません。個別事業所の各管理者への報告を行う場合に限り、補助対象とします。
26	07_補助対象経費	支援対象者の事業所以外の場所で報告を行う場合の、専門家謝金等と旅費は補助対象となりますか。	支援対象者の事業所以外の場所で報告を行うことが合理的に説明可能な場合、専門家謝金等及び旅費は補助対象となります。支援先と報告の場所が変更となる場合には、事前にSIIまでご相談ください。
27	07_補助対象経費	専門家の移動時間は補助対象経費に含まれますか。	含まれません。職員が内部専門家として支援に従事する場合も同様です。ただし、専門家の旅費に係る内規等に日当の定めがあり、出発地から支援先までの片道の移動距離が100kmを超える場合においては、専門家に対して1日あたり3,000円(消費税抜き)を上限に補助対象経費として計上可能です。
28	07_補助対象経費	省エネ支援のうち、オンラインで開催して補助対象となるものはありますか。	報告会については、オンラインで開催する場合であっても補助対象とすることができます。また、事前打ち合わせについても、支援対象者の了承を前提に補助対象とします。
29	07_補助対象経費	支援内容から大きな変更が発生した場合、再度契約を締結する必要はありますか。	必要です。支援内容の追加や削除があった場合には、当該契約に係る変更内容や変更金額に省エネお助け隊、専門家、支援対象者の3者が合意のうえ、契約変更してください。
30	07_補助対象経費	専門性を有する職員(内部専門家)は、時間単価は全て8,000円で計算されるのでしょうか。	内部専門家として、省エネ診断・省エネ支援・事前打合せ(診断前・支援前の打合せ)に従事する場合、8,000円/時の単価を用いてください。職員として管理運営業務に従事する場合、人件費単価を用いてください。

31	07_補助対象経費	専門性を有する職員(内部専門家)の省エネ支援事業費について、一律8,000円単価ではなく、人件費単価での計上は可能でしょうか。	人件費単価での計上は出来ません。必ず、内部専門家として従事する場合は、8,000円/時で計上してください。
32	07_補助対象経費	支援当日に急遽、見積書の時間以上に稼働した場合、超過分は補助対象となりますか。	補助対象となりません。
33	07_補助対象経費	契約書に貼付する収入印紙は、補助対象となりますか。	補助対象となりません。
37	07_補助対象経費	支援対象者負担額の1割とは、どのような費用が含まれますか。	専門家による支援従事・報告会従事・報告書作成に係る稼働時間が費用に含まれます。この総額のうち、1割を支援対象者にご負担いただくこととなります。
35	07_補助対象経費	支援対象者の事業所へ車で訪問する場合、ガソリン代等は補助対象になりますか。	車の使用および費用の計上方法が、省エネお助け隊の既存の内規等に定められており、かつ、本事業のみで使用したことが何らかの証憑で証明出来る場合に限り、補助対象となります。
36	07_補助対象経費	省エネルギーの診断等に必要機器(計測機器等)の購入費や、省エネお助け隊が使用するPC・プリンタの購入費は、その他諸経費として補助対象となりますか。	購入する場合は補助対象となりません。省エネお助け隊がレンタル・リース契約等をする場合は、用途と使用期間を補助事業専用であることが客観的・合理的に証明できるものに限定し、省エネお助け隊の管理下で使用する場合に限り補助対象となります。
37	07_補助対象経費	補助事業の広報費用は補助対象になりますか。	支援対象地域の支援対象者に対して、省エネお助け隊としての活動に関する情報発信を行うものは認められます。なお、事前に広報の内容および方法については、SIIIに確認を求めてください。詳細は、事務処理マニュアルにて明記します。 <認められる例> 媒体例)配架チラシ、DM、地方紙広告等、広報地域を限定できるもの。 内容例)相談窓口開設の周知、自治体と連携したセミナー開催の周知等。 ※費用対効果が考慮されていること。
38	07_補助対象経費	補助事業に使用する電話代やインターネット利用料、オンライン環境のライセンス料は補助対象になりますか。	補助対象となりません。
39	99_その他	隣接する支援対象地域を都道府県全域ではなく市区町村とする場合は、支援対象地域としては認められますか。	認められます。ただし、補助金上限額として、300万円の追加対象とはなりません。
40	99_その他	市区町村単位で拠点を置き、同一都道府県内で他市区町村を支援対象地域とする場合は、補助金上限額300万円の追加対象となりますか。	同一都道府県内の他市区町村を支援対象地域とする場合、補助金上限額300万円の追加対象となりません。
41	99_その他	交付決定時の事業内容(計画)から乖離する場合、どのような対応が必要ですか。	交付決定時の事業内容(計画)から大きく支援回数が増減する見込みがある場合、必ずSIIIに連絡してください。SIIから必要な手続きを案内します。SIIから交付決定した補助金額の増額または減額を指示することがあります。増額の場合、計画変更がSIIから承認されるまでは、交付決定額を超える支援は補助対象として認められませんのでご注意ください。交付申請においては、適切な事業内容(計画)で申請してください。